

令和7年度（犬山市）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus Nippon*）

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、犬山市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

本市の林種別森林(民有地)の面積は、表1のとおりである。また、本市では東北地域から東南地域において、森林と農地が隣接しており、ニホンジカを目撃情報がある。

表1 林種別森林(民有地)等面積（2021(令和3)年度） 単位：ha

地域森林計画 対象森林	立木地				竹林	無立木地
	針葉樹	広葉樹	人工林	天然林		
2,221	1,465	702	388	1,778	31	24
	66.0%	31.6%	17.4%	80.0%	1.4%	1.1%

出典：「2021 愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課、2022(令和4)年度）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおりである。本市では、分布が確認されているが、定着は確認されていない状況である。

また、愛知県内の令和4年度末における生息数は20,571頭（中央値）である。本市における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、市東南部に位置する山間部に1k㎡当たり1頭未満の生息が推定されている。

なお、犬山猟友会からは、イノシシのわなに錯誤捕獲されたという情報が寄せられたことがある。

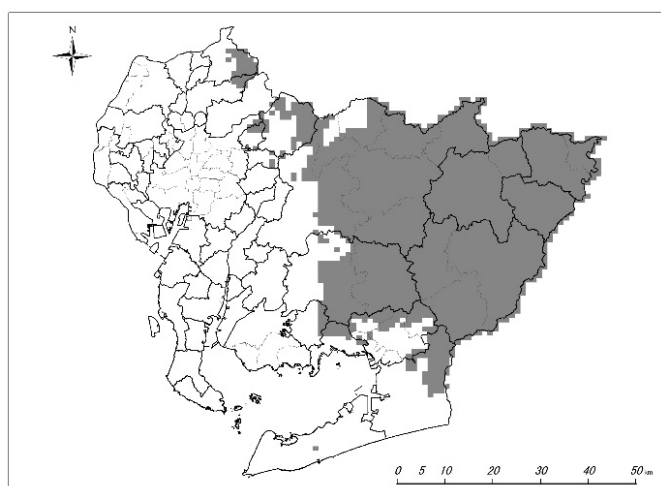


図1 愛知県における分布域（R2 年度）

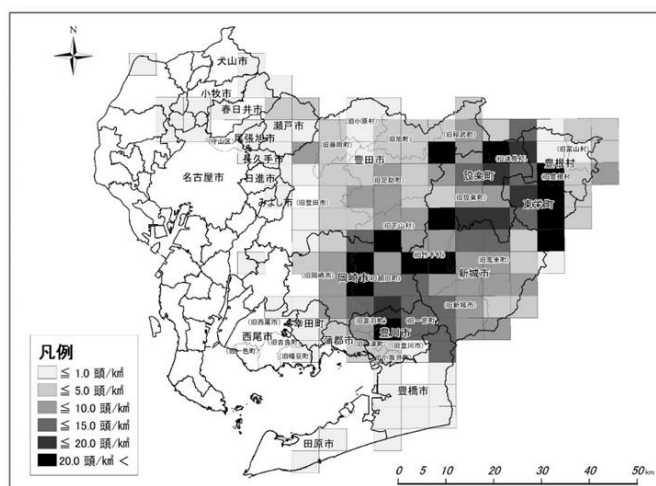


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度（R4 年度）

（3）被害の状況

本市における過去3年度分の農林作物被害の状況を表2に示す。過去3年間では、ニホンジカによる農作物の被害報告はない。

表2 犬山市における被害の状況

	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
犬山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—

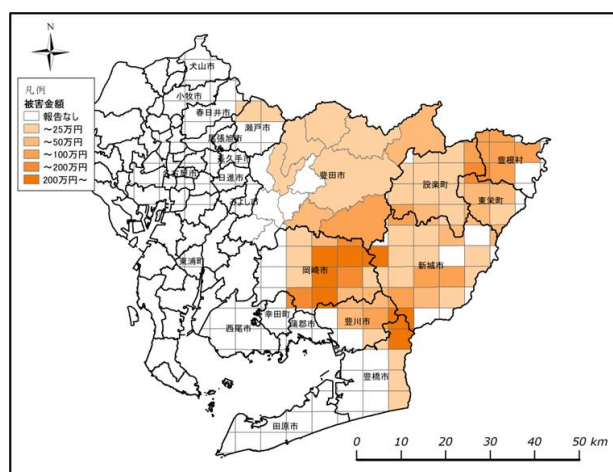


図3 愛知県における農業被害額（R4 年度）

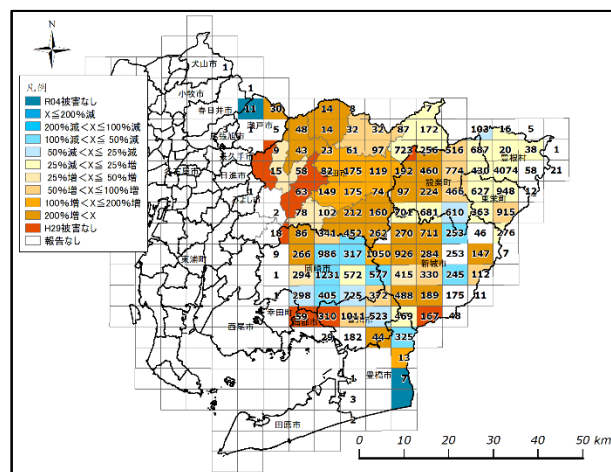


図4 愛知県における農業被害額の変化(H29→R4 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和4年度の捕獲分布図は以下のとおり。

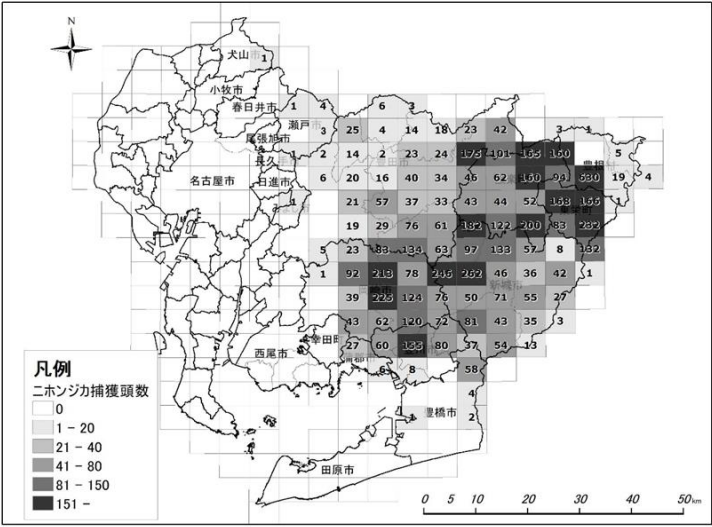


図5 愛知県における捕獲分布図（R4年度）

本市における許可捕獲（個体数調整（有害鳥獣捕獲）目的での捕獲）による捕獲状況（捕獲手法別・雌雄別）は、表3のとおりで過去5年間ニホンジカの捕獲実績はない。

表3 犬山市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
犬山市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	—	—	—	—	—
		罟	—	—	—	—	—
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	—	—	—	—	—
		雌	—	—	—	—	—

イ 被害防除に係る対策

本市におけるニホンジカ被害防除対策（防護柵、電気柵など）は実施していない。

表 4 犬山市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
犬山市	防護ネット	—	—	—	—	—
	防護柵（イノシシ柵）	—	—	—	—	—
	防護柵（イノシシ・シカ柵※）	—	—	—	—	—
	複合柵（防護柵＋電気柵）	—	—	—	—	—
	電気柵	—	—	—	—	—
	その他 (内容)	—	—	—	—	—

ウ 生息環境管理に係る対策

本市における生息環境管理対策（藪の刈り払い、未収穫農作物の回収など）は実施していない。

表 5 犬山市における生息環境管理対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
犬山市	藪の刈り払い	—	—	—	—	—
	未収穫農作物の回収	—	—	—	—	—
	その他 (内容)	—	—	—	—	—

5 評価

本市においては、生息状況や被害報告がないことから対策の評価は、表6のとおりできない。今後、ニホンジカの生息範囲が拡大し、生息数の増加による農作物被害が発生する状況により被害防除対策を検討する。

表6 犬山市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罠	防護ネット	防護柵（イノシシ用）	防護柵（イノシシ・シカ用）	複合柵（防護柵＋電気柵）	電気柵	その他（内容）
犬山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
犬山市	—	—	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

（1）エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ（ⅠからⅤ）に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

本市は、類型Ⅰに該当する。

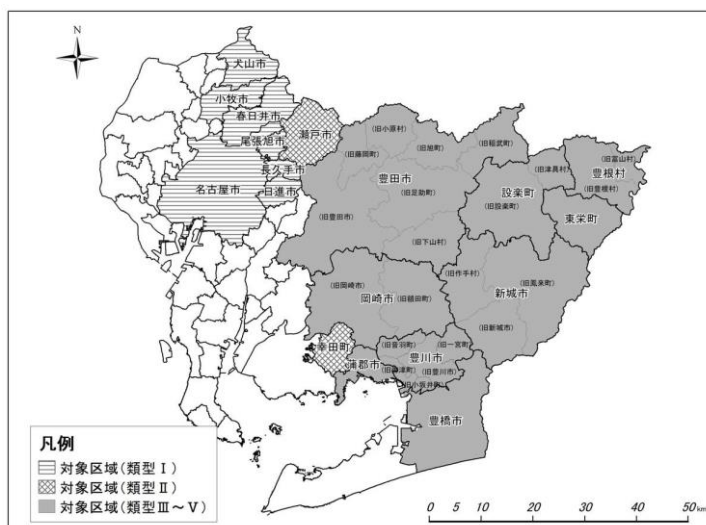


図6 対象区域及び類型区分

表 7 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。 (メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、Ⅱへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、Ⅰ～Ⅱの状態維持を目指す。
Ⅱ		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・Ⅲの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、ⅡからⅢへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・ⅡからⅢへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、Ⅱへの状態回復を目指す。 ・ⅡからⅢは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
Ⅲ	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・ⅢからⅣへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
Ⅳ		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、ⅣからⅤへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
Ⅴ		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Ⅴから長期的な目標状態への移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度5頭/km ² 以上のメッシュ数→3割減少させる(2020年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

本市は、類型Ⅰに該当するため、適切な監視が行えるように体制を整え、モニタリングを行い、類型Ⅱへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整える。移行が確認された場合は、メスを含む捕獲を実施し、類型Ⅰ～Ⅱの状態維持を目指す。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

本市の実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

今後生息域が拡大・定着した場合には被害発生が予想されることから、早期対応を念頭に状況に応じて対処捕獲を検討するものとする。捕獲目標は設定しない。

表 8 犬山市における令和 7 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		雌雄別		合計
	銃	罠	雄	雌	
犬山市	—	—	—	—	—

(3) 計画を達成するために実施する対策

今後生息域が拡大・定着した場合に被害発生が予想されることから、早期対応を念頭に状況に応じて検討するものとしている。次年度に行う本市の事業（鳥獣被害対策実施隊等による有害鳥獣捕獲等事業、捕獲に対する報奨金、狩猟免許取得者に対する補助等）は設定していない。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制のニホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になる。このため、本計画に基づく個体数調整の目的で捕獲を行うにあたっては、交付金額の差別化、捕獲従事者への呼びかけ等、捕獲を増加させることにより、メスジカの捕獲を促進することを検討する。なお、オスジカについても捕獲の機会損失がないようにする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

現状では、被害報告がないため評価できない。次年度の実施計画について 表 9 に示したとおり防除対策は予定していないが、被害報告に応じて対策を検討していく。

表 9 犬山市における令和 7 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策					
	防護 ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・シカ 用)	複合柵 (防護柵＋電気柵)	電気 柵	その他 (内容)
犬山市	—	—	—	—	—	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

次年度に行う本市の事業（防除対策（防護柵の設置等）に対する補助金等）は予定していないが、被害状況に応じて対策を検討していく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

表 10 犬山市における令和 7 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
犬山市	—	—	—

(2) 計画を達成するための実施する対策

次年度に行う本市の生息環境管理に対する補助金等の事業を予定していないが、耕作放棄地等の刈り払い等を実施してもらうように適正な管理体制を整備していく。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

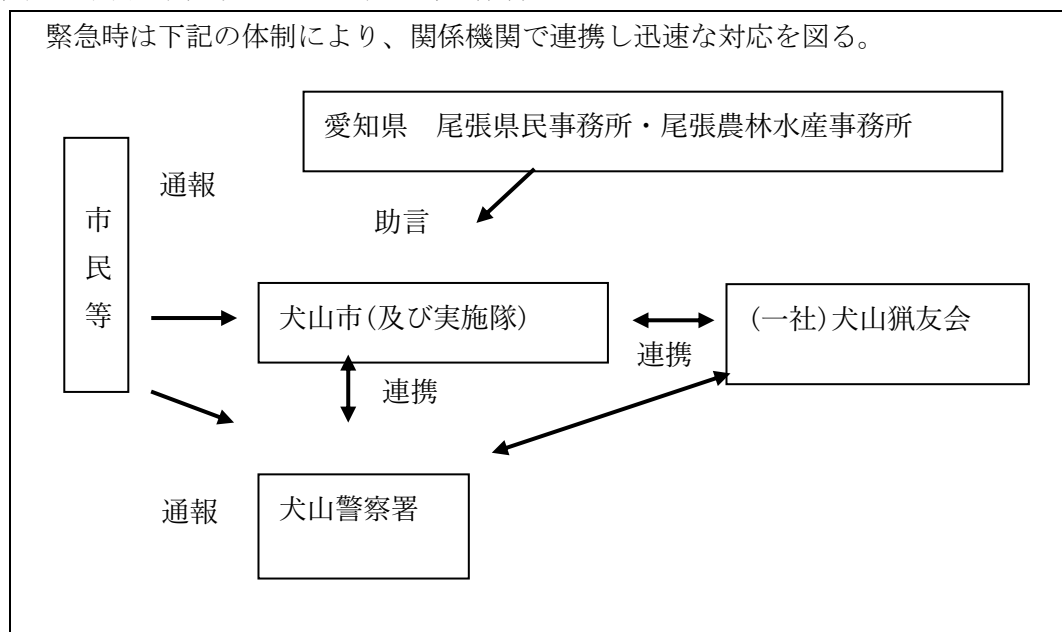
また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

図7 市街地出没発生時の連絡・対応体制



(2) 市街地出没への対応

本市ではニホンジカの市街地出没は確認されていないが、次のとおり出没防止及び出没時の対応に備える。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市、犬山猟友会等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、犬山猟友会等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防

止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

（３）錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、現地確認等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

（４）感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肝炎等がある。県及び市は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用すること、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、今後市内でニホンジカの定着が確認され、捕獲等の対策を行う場合は、自然の恵みとしてジビエの利用に努めるため、先進事例の情報を収集するとともに、民間活力の活用によるジビエの利用促進の可能性を探っていく。